

令和7年 第10回 海津市農業委員会総会 議事録

1 開催日時 令和7年10月6日(月) 午後2時00分～午後2時26分

2 開催場所 平田農村環境改善センター(SSドローンプラザ) 1階会議室

3 出席委員(29名)

1番 伊藤憲生	2番 神田春夫	3番 伊藤白行	4番 飯田直満
5番 古川 守	6番 林 哲也	7番 中村 伸	8番 加賀重彦
9番 牧野友彦	10番 加藤 忍	11番 寺倉照秋	
13番 高木 栄	14番 野津憲雄	15番 伊藤 豊	16番 後藤昌宏
17番 川瀬明久			
21番 菱田一義	22番 伊藤宗人	23番 瀬古安志	24番 堀田勝彦
25番 服部清和	26番 荒川逸夫	27番 大橋 功	28番 伊藤勝代
	30番 赤尾浩幸	31番 大橋政良	32番 加藤和幸
	34番 松田脩一	35番 寺倉百合子	

4 欠席した委員(5名)

12番 伊藤幸弘	18番 諏訪博保	19番 伊藤正覚	20番 岡田郁夫
33番 伊藤幹男			

5 議事日程

- (1) 会議録署名委員の指名
- (2) 報告第8号 専決処分の報告について
- (3) 報告第9号 農地法3条の3第1項の規定による届出の受理報告について
- (4) 議案第39号 農地法第3条の規定による許可申請に対する審議について
- (5) 議案第40号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について
- (6) 議案第41号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について
- (7) 議案第42号 海津市農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見について
- (8) 議案第43号 海津市地域農業経営基盤強化促進計画の変更に対する意見について

6 出席した事務局職員

事務局長 後藤、総括課長補佐兼農地係長 古川、主任 堀 達哉、
会計年度任用職員 白木

7 その他会議に出席した関係者

農林振興課 伊藤課長補佐、林主事

8 総会議長

神 田 春 夫

9 議事録署名委員

24番 堀田勝彦 25番 服部清和

10 会議の概要 開会（午後2時）

◎議 長

それでは、本日の出欠状況について報告します。12番 伊藤委員、18番 諏訪委員、19番 伊藤委員、20番 岡田委員、33番 伊藤委員より欠席の報告を受けております。

本日の出席委員は34名中29名。農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定にする定足数、過半数を満たしておりますので、総会は成立いたします。

それでは只今より、令和7年 第10回海津市農業委員会総会を議事日程に基づき進めて参りますので、よろしくお願い致します。

◎議 長

日程第1 会議録署名委員の指名について、を議題とします。議長より指名してよろしいか。

【「異議なし」の声あり】

◎議 長

異議なしと認めます。よって、24番 堀田勝彦委員、25番 服部清和委員を指名しますので、よろしくお願いします。

続きまして、日程第2 報告第8号 専決処分の報告について、を議題とします。事務局に説明を求めます。

◎事務局 （古川総括課長補佐兼農地係長）

1ページをご覧ください。

報告第8号 専決処分の報告について

海津市農業委員会会長専決規程第2条第1項の規定により、下記のとおり専決処分したので、第3条の規定によりこれを報告する。令和7年10月6日提出 海津市農業委員会会長 神田春夫 農業委員会事務局職員の任免を令和7年9月26日、次のとおり専決処分した。

任免日 令和7年10月1日 着任者 主任 堀 達哉

10月1日付けの海津市職員の人事異動に伴い、農業委員会事務局職員の任免について専決処

分しましたので報告するものです。

◎議 長

ただ今の報告ですが、異動のあった職員に対し、私の方から辞令書を交付しておりますので、併せて報告させていただきます。以上で報告第8号を終わります。あいさつを。

◎事務局 (堀主任)

(着任あいさつ)

◎議 長

よろしくお願いします。続きまして、日程第3 報告第9号 農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理報告について、を議題とします。事務局に説明を求めます。

◎事務局 (古川総括課長補佐兼農地係長)

2ページをご覧ください。

報告第9号 農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理報告について
農地法第3条の3第1項の規定による届出を、別紙のとおり受理したので報告する。

令和7年10月6日提出 海津市農業委員会長 神田春夫

3ページをご覧ください。10件の届け出があり関係者に受理書を送付したことを報告するものです。

◎議 長

以上で報告第9号を終わります。

続きまして、日程第4 議案第39号 農地法第3条の規定による許可申請に対する審議について、を議題とします。事務局に説明を求めます。

◎事務局 (古川総括課長補佐兼農地係長)

4ページをご覧ください。

議案第39号 農地法第3条の規定による許可申請に対する審議について
農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。

令和7年10月6日提出 海津市農業委員会長 神田春夫。

所有権移転案件 2件です。

受付番号129番 平田町三郷字宮前●●●●番、畑、17㎡。

譲渡人、平田町、●●●●。譲受人、平田町、●●●●。

申請事由：農業経営拡大

受付番号 130 番 南濃町吉田字一切●●●●番、田、956㎡。

譲渡人、南濃町、●●●●。譲受人、南濃町、●●●●。

申請事由：農業経営拡大

別記3 審査書に基づき許可要件を満たすものと考えます。以上です。

◎議 長

説明が終わりました。それでは、担当地区の委員さんから意見を賜りたいと存じます。

受付番号 129 番の案件について、17 番 川瀬委員お願いします。

◎17 番 川瀬委員

受付番号 129 番の案件については、申請の目的は、農業経営拡大です。

譲渡人は、労力不足で営農縮小を図り、譲受人は、経営面積を拡大するため売買されるもので、問題ないと判断しましたので、審議願います。

◎議 長

続きまして、受付番号 130 番の案件について、15 番 伊藤委員お願いします。

◎15 番 伊藤委員

受付番号 130 番の案件については、申請の目的は、農業経営拡大です。

譲渡人は、労力不足で営農縮小を図り、譲受人は、経営面積を拡大するため売買されるもので、問題ないと判断しましたので、審議願います。

◎議 長

はい、担当地区の委員さんから意見を賜りました。質問・意見等がございましたら挙手をお願いします。

【挙手する者なし】

◎議 長

質問・意見等もないようですので、質疑を終結し、採決致します。議案第39号 農地法第3条の規定による許可申請に対する審議については、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

【挙手全員】

◎議 長

挙手全員ですので、議案第39号 農地法第3条の規定による許可申請に対する審議については、原案のとおり許可と決定します。

続きまして、日程第5 議案第40号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について、を議題とします。事務局に説明を求めます。

◎事務局 （古川総括課長補佐兼農地係長）

5ページをご覧ください。

議案第40号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について
農地法第4条の規定により、下記農地の申請があったので意見を求める。

令和7年10月6日提出 海津市農業委員長 神田春夫

受付番号131番 海津町福江字角山●●●●番、畑、現況 宅地、107㎡。

申請人：海津町、●●●●。転用目的：一般個人住宅（居宅・倉庫）。

この案件の農地区分は、街区に占める宅地割合が40%を超える区域である第3種農地であると判断します。既に住宅と一体利用されている追認案件となり、他の農地に被害を及ぼすことは無いと思われます。

受付番号132番 南濃町太田字大里●●●●番、畑、現況 宅地、278㎡。

申請人：三重県桑名市、●●●●。転用目的：一般個人住宅。

この案件の農地区分は、概ね300m以内に石津駅がある第3種農地であると判断します。既に住宅と一体利用されている追認案件となり、他の農地に被害を及ぼすことは無いと思われます。

受付番号133番 南濃町吉田字二切●●●●番、田、現況 宅地、171㎡。

申請人：南濃町、●●●●。転用目的：一般個人住宅（車庫）。

この案件の農地区分は、概ね10ha以上の規模の一団の農地である第1種農地で、許可区分では、集落接続に該当すると判断します。既に北側の住宅の車庫に利用されている追認案件となり、他の農地に被害を及ぼすことは無いと思われます。以上です。

◎議長

説明が終わりました。それでは担当地区の委員さんから意見を賜りたいと存じます。

では、受付番号131番について、16番 後藤委員お願いします。

◎16番 後藤委員

受付番号131番の案件については、申請の目的は、一般個人住宅の居宅・倉庫です。

申請者は、昭和44年ごろから居宅などとして、隣接の住宅と一体利用されており、その是正をされるもので、問題ないと判断しましたので、審議願います。

◎議 長

続きまして、受付番号１３２番の案件について、南濃地区代表の５番 古川委員お願いします。

◎５番 古川委員

受付番号１３２番の案件については、申請の目的は、一般個人住宅です。

申請者は、父から相続を受けましたが、昭和３０年代後半ごろから居宅などとして、隣接の住宅と一体利用されており、その是正をされるもので、問題ないと判断しましたので、審議願います。

◎議 長

続きまして、受付番号１３３番の案件について、１５番 伊藤委員お願いします。

◎１５番 伊藤委員

受付番号１３３番の案件については、申請の目的は、一般個人住宅の車庫です。

申請者は、平成２２年ごろから車庫として、隣接の住宅の駐車場として利用されており、その是正をされるもので、問題ないと判断しましたので、審議願います。

◎議 長

担当地区の委員さんから意見を賜りました。質問・意見等がございましたら挙手をお願いします。

【挙手する者なし】

◎議 長

質問・意見等もないようですので、質疑を終結し、採決致します。議案第４０号 農地法第４条の規定による許可申請に対する意見については、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手願います。

【挙手全員】

◎議 長

挙手全員ですので、議案第４０号 農地法第４条の規定による許可申請に対する意見については、原案のとおり許可相当との意見を付して、岐阜県へ進達します。

続きまして、日程第６ 議案第４１号 農地法第５条の規定による許可申請に対する意見について、を議題とします。事務局に説明を求めます。

◎事務局（古川総括課長補佐兼農地係長）

6 ページをご覧ください。

議案第41号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について
農地法第5条の規定により、下記農地の申請があったので意見を求める。

令和7年10月6日提出 海津市農業委員会 会長 神田春夫

所有権移転案件1件、使用貸借案件2件です。

受付番号134番 南濃町徳田字西河原●●●●番 外2筆、畑、550㎡。

譲渡人：養老郡養老町、●●●● 外2名。譲受人：広島県広島市、株式会社 ●●●●。

転用目的：太陽光発電施設

この案件の農地区分は、概ね10ha未満の規模の一団の農地である第2種農地で、許可区分では、代替性がないに該当するものであると判断します。被害防除では、整地のみで外周フェンスを設置され、他の農地に被害を及ぼすことは無いと思われます。

受付番号135番 海津町平原字貫川 ●●●●番、田、現況畑、1505㎡の内631.37㎡。

使用貸人：海津町、●●●●。使用借人：同所、●●●●。転用目的：一般個人住宅。

この案件の農地区分は、街区に占める宅地割合が40%を超える区域である第3種農地であると判断します。被害防除では、周囲に申請人所有地以外に農地はなく、他の農地に被害を及ぼすことは無いと思われます。

受付番号136番。平田町者結字川並●●●●番、畑、現況一部宅地、403㎡。

使用貸人：平田町、●●●●。使用借人：同所、●●●●。転用目的：一般個人住宅。

この案件の農地区分は、概ね10ha以上の規模の一団の農地である第1種農地で、許可区分では、集落接続に該当するものであると判断します。被害防除では、境界にブロック壁を施工され、他の農地に被害を及ぼすことは無いと思われます。以上です。

◎議長

説明が終わりました。それでは担当地区の委員さんから意見を賜りたいと存じます。

では、受付番号134番について、13番 高木委員お願いします。

◎13番 高木委員

受付番号134番の案件については、申請の目的は、太陽光発電施設です。

譲渡人は、今後の維持管理に苦心しており、譲受人は再生可能エネルギー関連事業を営み、事業適地を選定する中、協議が整ったことから、申請されるもので、事前に地元徳田区、関係者、隣接の住宅の方と協議され、開発の説明があり承認を受けたものと聞いております。

周囲にフェンスを施工し、整地のみで利用されるもので、問題ないと判断しましたので、審議願います。

◎議長

続きまして、受付番号135番について、25番 服部委員お願いします。

◎25番 服部委員

受付番号135番の案件については、申請の目的は、一般個人住宅です。

使用借人は、現在、申請地の近隣にて使用貸人と同居していますが、子の成長に伴い手狭になったことから、義父から土地を借り受け、住宅を建てられるもので、問題ないと判断しましたので、審議願います。

◎議 長

続きまして、受付番号136番について、27番 大橋委員お願いします。

◎27番 大橋委員

受付番号136番の案件については、申請の目的は、一般個人住宅です。

使用借人は、申請地の東側に両親等と同居していますが、子の成長に伴い手狭になったことから、義父から土地を借り受け、住宅を建てられるもので、問題ないと判断しましたので、審議願います。

◎議 長

担当地区の委員さんから意見を賜りました。質問・意見等がございましたら挙手をお願いします。

【挙手する者なし】

◎議 長

よろしいですか。それでは、質問・意見等もないようですので、質疑を終結し、採決致します。議案第41号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見については、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手願います。

【挙手多数 28名】

◎議 長

はい、挙手多数ですので、議案第41号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見については、原案のとおり許可相当との意見を付して、岐阜県へ進達します。

◎議 長

続きまして、日程第7 議案第42号 海津市農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について、を議題と致します。農林振興課より担当者が来ておりますので、入室を認めます。

【農林振興課職員 入室】

◎議 長

それでは、事務局に説明を求めます。

◎事務局 （古川総括課長補佐兼農地係長）

7ページをご覧ください。

議案第42号 海津市農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について

農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、「海津市農用地利用集積等促進計画（案）」について意見を求める。

令和7年10月6日提出 海津市農業委員長 神田春夫

市長部局農林振興課より、海津市農用地利用集積等促進計画を作成するにあたり、農業委員会の意見を聞かれるものです。9ページのとおり、1筆、2,763㎡の更新となります。以上です。

◎議 長

説明が終わりました。質疑がございましたら承ります。

ご質問ないようですので、質疑を終結し、採決致します。議案第42号 海津市農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見については、原案を適当と認める旨、市へ回答することに賛成の方は挙手願います。

【挙手全員】

◎議 長

挙手全員ですので、議案第42号 海津市農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見については、原案を適当と認める旨、市へ回答します。

◎議 長

続きまして、日程第8 議案第43号 海津市地域農業経営基盤強化促進計画の変更に対する意見について、を議題と致します。事務局に説明を求めます。

◎事務局 （古川総括課長補佐兼農地係長）

10ページをご覧ください。

議案第43号 海津市地域農業経営基盤強化促進計画の変更に対する意見について

農業経営基盤強化促進法第19条の規定による農業経営基盤の強化の促進に関する計画（地域計画）を、下記のとおり変更することについて、同条第6項の規定により意見を求める。

令和7年10月6日 提出 海津市農業委員長 神田春夫

市長部局農林振興課より、地域計画の一部を変更するにあたり、農業委員会の意見を聞かれる

ものです。2地区において、転用目的による2筆を削除するものです。以上です。

◎議 長

それでは説明が終わりました。質疑、質疑がございましたら承ります。

【挙手する者なし】

◎議 長

ご質問もないようですので、質疑を終結し、採決致します。議案第43号 海津市地域農業経営基盤強化促進計画の変更に対する意見については、原案を適当と認める旨、市へ回答することに賛成の方は挙手願います。

【挙手全員】

◎議 長

挙手全員ですので、議案第43号 海津市地域農業経営基盤強化促進計画の変更に対する意見については、原案を適当と認める旨、市へ回答します。

本日予定の議題は全て終了いたしました。これで閉会といたします。

総会閉会（午後2時26分）

議事録署名者

24 番

25 番

議 長